

子育て・介護・健康づくり支援事業

ベネフィット・ステーション会員専用サイトの活用について

「子育て・介護・健康づくり支援事業」を利用するには、パソコンやスマートフォン等からのWeb利用が大変便利です。ベネフィット・ステーション会員専用サイトへログインし、身近なサービスを探してみたいはかがでしょうか？

ログインするには？

① 会員ID、パスワードを確認

※ 会員ID・パスワードが不明な方は、
下記のカスタマーセンターにお問い合わせください。

② 互助会ホームページのトップよりログイン画面へ



子育て・介護・健康づくり
支援事業 ログイン

③ ベネフィット・ステーション会員専用サイトへログイン
<https://bs.benefit-one.co.jp/k-mie/>



会員IDとパスワードを入力



QRコードからログインすることもできます。

ログインすると？

補助金の申請

子育て・介護支援補助金のWeb申請ができます。(子育て・介護、それぞれ定額 10,000円)
※ 補助金の申請はWeb申請の他に、申請書等を郵送する方法もあります。

会員特典の検索

ベネフィット・ステーションのサービスメニューの検索・申込みができます。

<メニューの一例>

子ども写真館
スタジオアリス
撮影料半額券プレゼント

すくすく自治体サービスガイド

全国900自治体
育児情報検索が無料

ベネフィット・ステーション
介護相談デスク

相談料無料

医薬品等

通常価格より
最大70%OFF

ベネ・ステ フリーeラーニング 受講料無料
令和4年度 メニュー追加で提供タイトル1,000以上!
●TOEIC(R)対策 ●Excel 2016 Learning
●毎月平均40タイトルの配信講義プログラム

スポーツクラブ アクトス

レギュラー店舗 都度利用料金
4,400円 ⇒ 1,100円/回

アクアイグニス

入浴料 おとな(中学生以上)
平日 600円 ⇒ 500円
土日祝 800円 ⇒ 700円

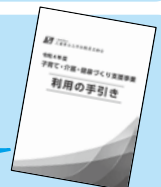
※ 本情報は、2022年8月時点です。

その他にもたくさんのメニューがあります。

ご利用方法等、詳しくはベネフィット・ステーション会員専用サイトへ!

子育て・介護・健康づくり支援事業の詳細は、令和4年度「利用の手引き」、「ベネフィット・ステーション会員専用サイト」または「互助会ホームページ」を確認してください。

「利用の手引き」は互助会ホームページから閲覧できます。(「利用の手引き」の画像をクリック)



子育て・介護支援補助金、会員ID・パスワード、ベネフィット・ステーションについてのお問い合わせ

(株)ベネフィット・ワン カスタマーセンター

☎ 0800-9192-919 (フリーコールスーパー)

受付時間 10:00~18:00 年末年始を除く

お問い合わせ 互助会厚生事業係 山下 ☎059-226-5234

互助会

文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助金のご案内

文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設を利用された場合、年度内12,000円を限度に補助します。

☆請求書に請求金額を必ず記入してください。合計金額の1,000円未満は切り捨てです。1,000円単位での分割請求も可能です。会員とその家族が対象(家族のみの利用不可)となります。

☆会員本人宛フルネーム・利用年月日・金額が記載されている領収書(半券可)を請求書に添付してご請求ください。(半券に利用年月日・金額が明記されていない場合は、領収書をとっていただくか、それらが分かるパンフレット等を半券と一緒に添付してください。会員及び家族での利用の場合、本人分、家族分ともに半券を添付してください。)

☆令和5年4月7日(金)までに互助会必着でご請求ください。(郵送の場合は4月7日(金)消印有効)

※育児休業中、休職中の方も請求できます。(互助会直送可)

※コンサート・演劇等の「ライブ配信」での請求について

要件を満たした領収書等を添付していただける場合は、インターネットによるコンサートや演劇等の「ライブ配信」の代金でも請求できます。ヨガ教室等の「オンラインレッスン」も同様とします。

※臨時的任用職員の方の請求について

・代替補充(旧臨任)の方は、年度内の任期が6か月以上の場合、または6か月以上継続の場合に請求できます。(任用終了月の次月中に再度会員となる場合も任期の継続とします。月途中の任用開始及び任用終了の場合は、その月を1か月としてカウントします。)

・定数内補充(旧期付)の方は、年度内の任期に関係なく請求できます。

★詳細は、互助会ホームページに記載のQ&Aを確認してください。

会員特別割引契約施設も引き続きご利用ください。

契約施設や割引内容・ご利用方法等の詳細については、4月号に折り込みの『会員特別割引契約施設一覧』をご覧ください。(一覧は互助会ホームページから閲覧できます。)

この制度を利用した場合も、文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助の請求はできます。

お問い合わせ 互助会厚生事業係 山下 ☎059-226-5234

互助会貸付のご案内

生活貸付

200万円以内 会員が臨時に資金を必要とするとき

奨学貸付

300万円以内 会員の子どもが大学又は高校等に入学・修学するため資金を必要とするとき

結婚貸付

200万円以内 会員又は会員の子どもが結婚するとき

自動車購入貸付

200万円以内 会員、会員の配偶者又は会員の子どもが自動車を購入するとき

育児休業貸付

200万円以内 会員が育休期間中に臨時に資金を必要とするとき

災害貸付

300万円以内 災害見舞金を受けた会員が臨時に資金を必要とするとき

今年度から利率が下がりました!

貸付利率 年0.96%

※災害貸付は年利率0.84%

貸付は10万円以上、
10万円単位で利用できます



●貸付事業に関する詳細は互助会ホームページを参照するか、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 互助会貸付係 富山 ☎059-213-0601

グループ保険

令和4年度期保険料のお知らせ

令和4年度期(令和4年8月1日～令和5年7月31日)のグループ保険の新規加入・更新募集が終了し、保険料が確定しました。なお、「基本コース」「医療コースプラス」「職場復帰支援コース」「傷害コース」の保険料については、パンフレット記載の保険料と比べ、スケールメリットが発揮され、お手頃になりました。下記の保険料をご確認ください。「基本コースプラス」「医療コース」「重病克服支援コース」の月額保険料および「健康づくりサポート」の月額利用料は、パンフレットでご案内のとおりです。
※保障内容等の詳細につきましては、パンフレットをご確認ください。

基本コース

死亡・高度障害の時、保険金を年金形式で受け取ることができます。
公的遺族年金や公的障害年金等の補完制度として、長期間・安定的に守ります。

※公的障害年金の支払事由と基本コース(高度障害保険金)の支払事由は異なります。

【確定月額保険料】

(単位：円)

コース	年齢区分																
	15～35歳		36～40歳		41～45歳		46～50歳		51～55歳		56～60歳		61～65歳		66歳～69歳		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
本人	10	6,040	5,160	7,440	7,040	9,040	8,280	10,880	9,960	12,920	11,480	14,720	12,600	17,840	13,800	22,000	15,400
	9	5,738	4,902	7,068	6,688	8,588	7,866	10,336	9,462	12,274	10,906	13,984	11,970	16,948	13,110	20,900	14,630
	8	5,134	4,386	6,324	5,984	7,684	7,038	9,248	8,466	10,982	9,758	12,512	10,710	15,164	11,730	18,700	13,090
	7	4,530	3,870	5,580	5,280	6,780	6,210	8,160	7,470	9,690	8,610	11,040	9,450	13,380	10,350	16,500	11,550
	6	3,926	3,354	4,836	4,576	5,876	5,382	7,072	6,474	8,398	7,462	9,568	8,190	11,596	8,970	14,300	10,010
	5	3,322	2,838	4,092	3,872	4,972	4,554	5,984	5,478	7,106	6,314	8,096	6,930	9,812	7,590	12,100	8,470
	4	2,718	2,322	3,348	3,468	4,068	3,726	4,896	4,482	5,814	5,166	6,624	5,670	8,028	6,210	9,900	6,930
	3	2,114	1,806	2,604	2,464	3,164	2,898	3,808	3,486	4,522	4,018	5,152	4,410	6,244	4,830	7,700	5,390
	2	1,510	1,290	1,860	1,760	2,260	2,070	2,720	2,490	3,230	2,870	3,680	3,150	4,460	3,450	5,500	3,850
	1	906	774	1,116	1,056	1,356	1,242	1,632	1,494	1,938	1,722	2,208	1,890	2,676	2,070	3,300	2,310
92	302	258	372	352	452	414	544	498	646	574	736	630	892	690	1,100	770	
配偶者	2□	1,208	1,032	1,488	1,408	1,808	1,656	2,176	1,992	2,584	2,296	2,944	2,520	3,568	2,760	4,400	3,080
	1□	604	516	744	704	904	828	1,088	996	1,292	1,148	1,472	1,260	1,784	1,380	2,200	1,540
子ども	1□	一律 400(3～22歳)															

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳 = 令和4年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
※更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※配偶者の加入は満18歳以上となります。ただし、令和4年4月1日時点で満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。

医療コースプラス

3大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、医療コースに上乗せして保険金をお支払いします。

※医療コースプラスへの加入は医療コースへの加入が条件です。

(単位：円)

コース	15歳	16～20歳	21～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～69歳		
	月額保険料													
男性	会員 会員・配偶者	H	750	620	840	950	1,000	1,010	1,060	1,260	2,030	3,000	4,450	6,280
		J	620	670	690	770	800	800	860	1,010	1,640	2,410	3,600	5,130
		F	390	410	430	480	500	510	550	640	1,060	1,550	2,360	3,410
		K	240	260	270	310	320	340	340	420	660	990	1,510	2,250
		L	120	120	130	130	130	130	140	170	270	420	680	1,110
女性	会員 会員・配偶者	H1	1,240	1,310	1,390	1,750	1,690	1,750	1,970	2,390	3,340	4,470	5,970	7,820
		J1	1,010	1,060	1,130	1,410	1,350	1,390	1,590	1,920	2,680	3,590	4,820	6,360
		F1	620	650	700	880	840	870	1,000	1,200	1,710	2,280	3,120	4,180
		K1	380	400	430	550	520	560	610	760	1,050	1,430	1,960	2,710
		L1	160	160	180	210	190	200	230	280	400	560	830	1,260

職場復帰支援コース

病気・ケガで免責期間180日を超えて就業障害が継続した場合、181日目から喪失所得補償として、月額最高10万円または5万円を5年を限度(注)に給付します。

(注)55～64歳の方は3年を限度、所定の精神障害による就業障害の場合は54歳までの方は5年、55～64歳の方は3年を限度に給付対象となります。

※職場復帰支援コースへの加入は基本コースへの加入が条件です。

(単位：円)

コース	免責期間	補償対象期間	男性		女性	
			5コース	10コース	5コース	10コース
満年齢(歳)			月額保険料			
15～24	180日	5年	179	358	105	209
25～29			186	372	137	275
30～34			214	429	198	396
35～39			276	552	297	594
40～44			428	855	509	1,018
45～49			686	1,372	833	1,667
50～54	3年		1,194	2,388	1,387	2,774
55～59			1,343	2,687	1,411	2,821
60～64			2,276	4,553	2,135	4,270

傷害コース

急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより通院、入院、手術をした場合、保険金をお支払いします。

(※業務中・業務外も日本国内・国外も給付対象)

通院保険金日額(本人) = 2,400円 入院保険金日額(本人) = 4,000円 など

※傷害コースへの加入は基本コースへの加入が条件です。

(単位：円)

	会員 (Xコース)	配偶者・子ども (Yコース)(Zコース)
月額保険料	780	390



※医療コースプラス、職場復帰支援コース、傷害コースの保険料は確定保険料です。※基本コース、医療コースプラス、職場復帰支援コースの保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。※基本コース、医療コースプラスの年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳=令和4年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※職場復帰支援コースの年齢は令和4年8月1日現在の年齢です。

令和3年度期配当金のお知らせ

- 基本コース・基本コースプラス・医療コースは、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。なお、配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は確定していません。また、医療コースプラス・重病克服支援コース・傷害コース・職場復帰支援コース・健康づくりサポートコースについては配当金はありません。

令和3年度期グループ保険・配当率

基本コース 約40.23%

基本コースプラス 約10.91%

医療コース 約38.24%

令和3年度期(令和3年8月1日～令和4年7月31日)グループ保険の配当率は、上記の通り決定しました。教育文化会館の送金システムにより、10月25日に法定外控除口座・送金用口座(設定されている方)に送金します。法定外控除口座・送金用口座についてのお問い合わせは、教育文化会館(☎059-228-1122)までお願いいたします。

お問い合わせ 互助会保険係 富山 ☎059-213-0601

互助会積立預金のお知らせ

<12月の期末勤勉手当について、臨時積立（自動引落）の申込みのご案内>

積立方法

12月の期末勤勉手当の支給日に、教育文化会館に登録の法定外控除口座から引き落としされます。

以下のいずれかの方法で申し込んでください。

- ① 「臨時積立預金申込書」をFAXまたは郵送してください。
・申込書は互助会ホームページからダウンロードしていただけます。
- ② WEB会員の方は、互助会のWEB会員専用ページから申込ができます。

積立範囲

期末勤勉手当支給額の範囲内で1,000円単位

申込期限

10月31日(月)

利率

年0.10%（半年複利・変動金利）

※臨時積立に申込みのできる方は、互助会積立預金に加入されている方です。
また、互助会積立預金に加入していて、毎月積立を中断中の方も申し込めます。

～積立預金申込方法～

加入手続きも簡単です!!

預金加入申込書（16-様式第1号）に必要事項を記入・押印のうえ、郵送にて公立学校職員互助会まで提出してください。※預金加入申込書は互助会ホームページからダウンロードできます。

☆一部払戻・解約送金日のお知らせ☆

年 月	第1回目(一部払戻)		第2回目(一部払戻)		第3回目(一部払戻・解約)	
	締切日	送金日	締切日	送金日	締切日	送金日
令和4年 10月	9/22(木)	10/5(水)	10/5(水)	10/17(月)	10/14(金)	10/25(火)
11月	10/25(火)	11/7(月)	11/4(金)	11/15(火)	11/15(火)	11/25(金)
12月	11/24(木)	12/5(月)	12/5(月)	12/15(木)	12/15(木)	12/26(月)
令和5年 1月	電算事務の都合により休止		1/4(水)	1/16(月)	1/13(金)	1/25(水)
2月	1/25(水)	2/6(月)	2/3(金)	2/15(水)	2/15(水)	2/27(月)
3月	2/22(水)	3/6(月)	3/3(金)	3/15(水)	3/15(水)	3/27(月)

払戻の手続き

①②③のいずれかの方法で

①「預金一部払戻し・解約請求書」を郵送

②「預金一部払戻し・解約請求書」をFAXで送信

解約の手続き

①②のいずれかの方法で

③WEB会員システムを利用してインターネットで申請

お願い FAX を利用される方へ…

FAXの送信エラー等により、書類が当会に届かない場合があります。
送信後、当会まで確認の連絡をお願いします。

お問い合わせ 互助会積立預金係 鴨志田 ☎059-213-0601